



海南市地域計画の変更の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により地域計画を変更したので同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

海南市長 神 出 政 巳



海南省地域計画の変更

○地域計画対象農地から下記の農地を除外し、目標地図の該当箇所を無色とする。

所在：海南省下津町橋本字落合 155-2 地目：畑 面積：290 m²

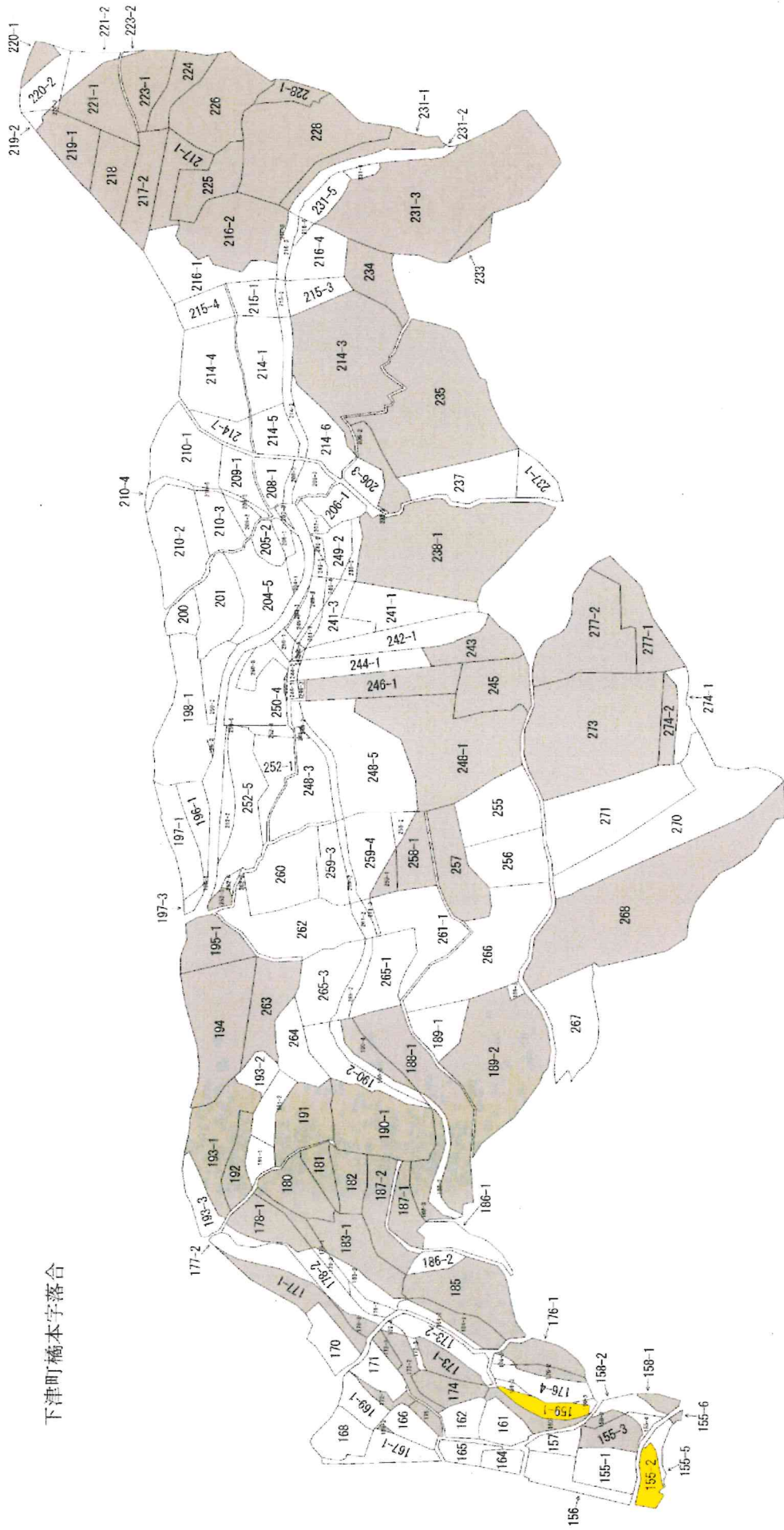
所在：海南省下津町橋本字落合 159-1 地目：畑 面積：275 m²

理由：農業振興地域内農用地区域から除外し、駐車場に転用するため。

目標地図：別紙参照

目標地図変更前

下津町楠本字落合



目標地図変更後

下津町橋本字暮合

